

「昭和57年税制—長期安定的な土地税制の確立（長期譲渡の軽減、長短区分の改正、買換え特例復活、ミニ保有税）」

（所得税）

- ・長期譲渡所得課税において、4,000万円以下については20%の分離課税、4,000万円超については2分の1総合課税とした。
- ・昭和43年12月31日以前に取得したかどうかとしていた長期・短期の区分を、土地等の譲渡があった年の1月1日において所有期間が10年超か、10年以下かとした。

（所得税・住民税）

- ・昭和27年に創設され、昭和44年に廃止された、所有期間10年超の居住用財産を譲渡した場合の買換え特例を復活した。

（特別土地保有税）

- ・昭和57年以降取得される土地及び市街化調整区域内において従来から課税された土地については、保有期間が10年を超える土地を課税対象から除外。
- ・三大都市圏の、特別区及び指定都市の区域においては300㎡以上、その他の市の区域においては500㎡以上の土地を取得し、2年以上の間住宅等を建設しない場合は、10年間課税（ミニ保有税）